

事務管理者のための 中途退職者・資格喪失者サポートガイド

～退職者等に事務管理者はどのようなことを行うのか～

2022 年 4 月改訂版

目次

中途退職者・資格喪失者への事業主の説明義務	2
退職後の手続きフロー	3
資格喪失と確定拠出年金について	4
脱退一時金は請求できないのでしょうか	5
個人型への移換の手続きはどうするのでしょうか	7
これらのことを全部説明しなくてはいけないのでしょうか	8
自動移換とは？	9
確定給付企業年金への移換	10

中途退職者・資格喪失者への事業主の説明義務

皆様が取扱う確定拠出年金は、原則として60歳で受給権を取得するまで、給付を受けることができません。

では、いままで企業が運営してきた企業型確定拠出年金に加入していた方がその会社を中途退職した場合、または加入資格を喪失した場合、どのようなになるのでしょうか。

この点について、確定拠出年金法では、大切な年金資産の取扱いについて、事業主が中途退職者・資格喪失者に対して説明するよう義務付けています。（これは、確定拠出年金の規約にも明記されています。）

（個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

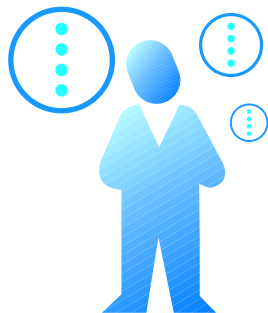
確定拠出年金法施行令 第四十六条の二

第四十六条の二 事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき又は当該企業型年金が終了したときは、法第八十条 から第八十二条 までの規定による個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に説明しなければならない。

なお、2018年5月法改正により、確定拠出年金から確定給付企業年金への移換が行えるようになり、その際の実務も事業主に課せられています。

このように、退職者に対する事業主の説明責任は重大です。

それでは、事業主の皆様が説明すべき内容を見ていきましょう。



事業主の説明責任は重いんですね。
どうしよう・・・。

退職後の手続きフロー

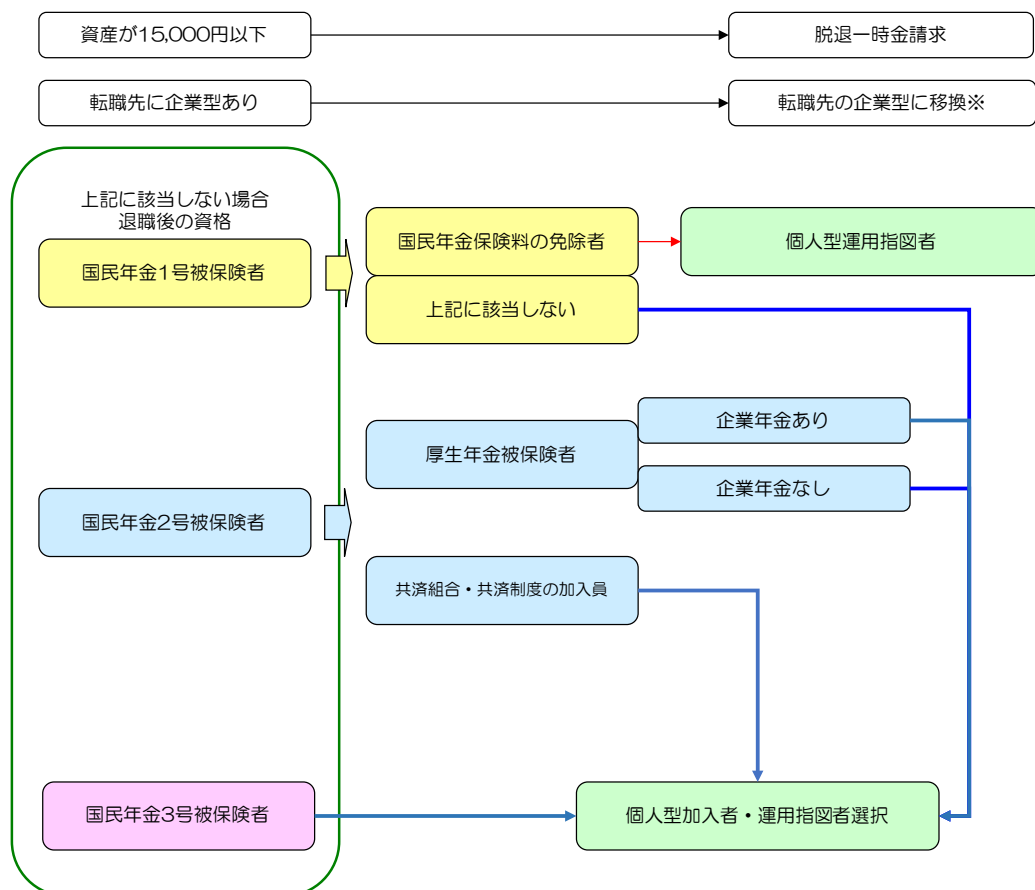
●退職後の資産の移換先別の手続き

資格喪失後の移換先	手続き	
	任意移換	強制移換
確定拠出年金（企業型）	○	○
確定拠出年金（個人型）	○	○
確定給付企業年金（DB）	○	-

任意移換・・・本人の申出による移換

強制移換・・・本人の申出によらない移換（前職で資格喪失後 6 ヶ月経過して任意移換していない場合に適用。掛金の運用割合で商品買付。）

●退職後の状況別の手続きイメージフロー



※企業型年金規約で個人型の同時加入を認めている場合には、個人型加入者になることも可能です。

資格喪失と確定拠出年金について

退職（資格喪失）後の状況により、通常は、他の企業型確定拠出年金または個人型確定拠出年金へ資産を移す必要があります。

転職先の企業型確定拠出年金加入者となった場合には、当該転職先の企業型確定拠出年金へ、転職先に確定拠出年金がない場合は個人型確定拠出年金に資産を移換することが必要になります。

確定拠出年金には、企業型の他に国民年金基金連合会が運営する「個人型確定拠出年金」という仕組みが用意されています。

これはさまざまな金融機関等が取扱っており、大和証券でも取り扱っています。

Q 個人型確定拠出年金の取扱運営管理機関によって何が違うのですか？

A 大きな違いは取扱っている商品のラインアップが異なることです。

また、年間口座管理料も運営管理機関ごとに異なります。

老齢給付などの選択できる分割年数・コールセンターや提供するインターネットの情報なども異なりますが、それ以外は法律に基づき運営されていますので大きな差はないと思われます。

Q 何も手続きをしなくても自動的に個人型または企業型に移換されるのですか？

A 前職の確定拠出年金の資格喪失後、何も手続きすることなく6ヶ月経過した場合、他の確定拠出年金の資格を取得すると、本人の申出がなくとも強制的に移換されます。この資産は、指図を受けない資産として、掛金の運用割合を適用した商品を買付します。

脱退一時金は請求できないのでしょうか

加入者の方が老齢給付の受給権を取得する（原則60歳）以前に、資産を受取ることができるのは以下の場合です。

- 一定の高度障害に該当した場合
- 加入者が死亡した場合（遺族が裁定請求により受け取る）
- 脱退一時金の請求

※ 対象資産が15,000円以下の少額の場合は、他の要件が満たされなくても、脱退請求ができます。（その可能性のある方には、「裁定請求書（一時金）」をお渡しいただき、手続きしていただくことも可能です。）

対象資産が15,000円より多い場合には、脱退一時金の請求要件に厳しい条件が設定されています。

脱退一時金が請求できるのは例外的であって、特別なケースだということをまずご理解ください。

●脱退要件とは（以下の条件をすべて満たす必要があります）

<2022年5月以降の要件>

- ・通算拠出期間1ヶ月以上5年以下、または、資産評価額25万円以下であること
- ・企業型DC加入者、企業型DC運用指図者、iDeCo加入者及びiDeCo運用指図者でないこと
- ・最後に企業型DCの資格を喪失した日の翌月から6ヶ月を経過していないこと
- ・60歳未満であること
- ・iDeCoに加入できない者であること（※）
- ・日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと
- ・障害給付金の受給権者でないこと

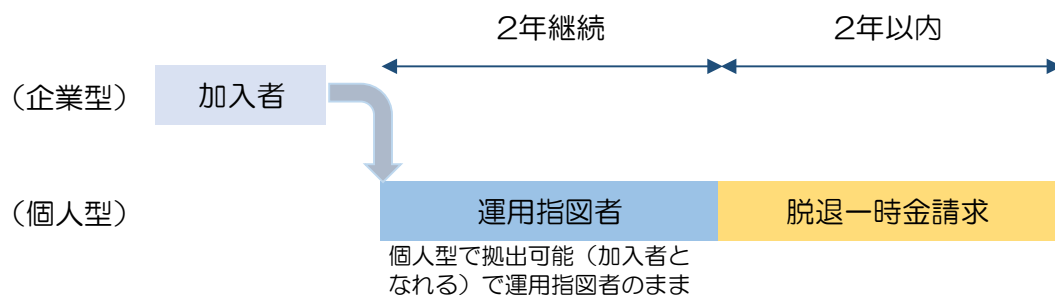
（※）「iDeCoに加入できない者」とは以下の方になります。

- ・国民年金第1号被保険者であって、保険料の免除を申請している、又は、生活保護法による生活扶助を受給していることにより国民年金保険料の納付を免除されている方
- ・日本国籍を有しない海外居住の方

● 継続運用指図者の脱退

2017 年 12 月 31 日以前に資格喪失し、次の要件をすべて満たした場合には、脱退一時金の請求が可能です。

- ① 通算加入者等期間が 2 年以下または資産評価額 25 万円以下であること
- ② 個人型の加入資格のある状態が 2 年間継続していること
- ③ 個人型の運用指図者として 2 年間経過していること
(②③の状態を「継続運用指図者」といいます。)
- ④ 継続運用指図者となってから 2 年以内の請求であること



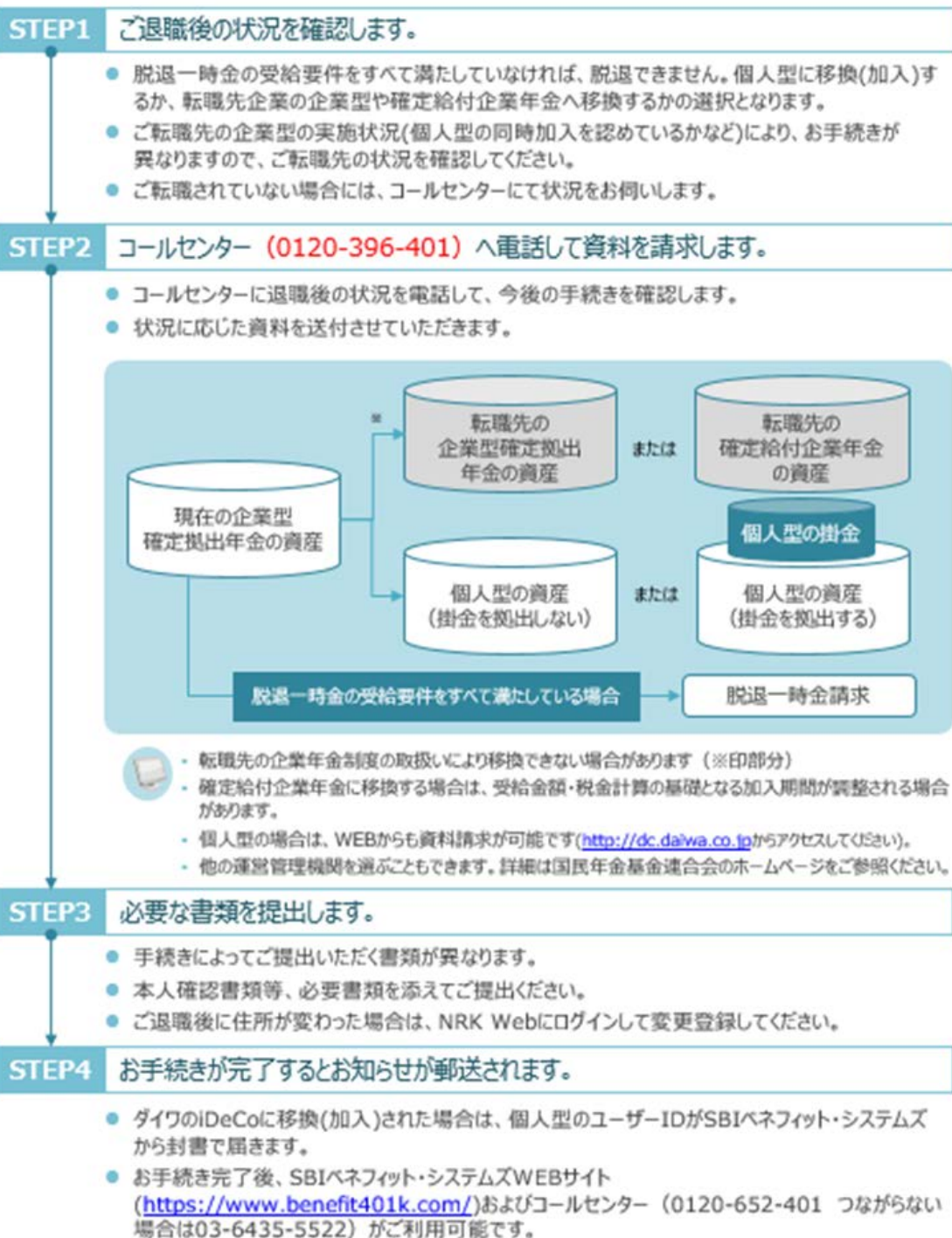
これは、個人型に加入できない方がいることを前提として創設された「脱退一時金の要件緩和」です。ほとんどの方が加入できることとなったため、この要件は廃止となります。2017 年以降に資格喪失された方には適用されません。



継続運用指図者の脱退は 2017 年末までの資格喪失者に対する経過措置なのでね。

個人型への移換の手続きはどうするのでしょうか？

「ご退職後のお手続き」に基づいて次のようなステップとなることをご説明ください。ご退職後の状況に応じてお手続きが異なります。



これらのことを全部説明しなくてはいけないのでしょうか

基本的なことをご説明いただければ、
ダイワ年金クラブ・コールセンターがサポートいたします。

○ ご担当者の皆様が行うべきこと

- ☑ 1. 説明文書「ご退職後の手続きについて」「資格喪失された方の年金資産について」を必ず、退職者にお渡しください。
- ☑ 2. 退職後の住所がわかっている場合には、WEB 事務で「加入者資格喪失通知」する際、住所変更登録してください。退職後の住所が不明の場合には、ご本人に必ず住所変更手続きを行うようご説明ください（資格喪失者は、ご自身でNRK Web から変更可能です）。
- ☑ 3. 事業主返還のあるプランでは、その対象となる方に、事業主掛金が生計に返還されることを十分ご説明ください。ただし、運用益や移換金・制度移換金は事業主返還の対象とはなりません。また、加入記録は個人型確定拠出年金または企業型確定拠出年金へ移換することが可能です。
- ☑ 4. 原則、60歳まで転職先の企業型確定拠出年金または個人型確定拠出年金で運用等を継続しなくてはならないことをご説明ください。
- ☑ 5. 脱退はできる場合とできない場合があり、退職後の状況や資産評価額で決まることをご説明ください。
- ☑ 6. 必ずコールセンター（0120-396-401）にご自身で電話をするようご案内してください。

なるほど、事業主返還の説明など、事業主にしかできないことをきちんとすればいいですね！



自動移換とは？

<イデコ公式サイトより抜粋>

企業型確定拠出年金に加入していた方が、転職・退職等により、加入者の資格を喪失した場合、6ヶ月以内に、個人別管理資産を個人型確定拠出年金（iDeCo）又は他の企業型確定拠出年金に移換、若しくは脱退一時金の要件を満たす場合に請求の手続きを行わなかった場合、その資産は、国民年金基金連合会に自動移換されます。

自動移換された場合、次のデメリットがあります。

- ・資産の運用がされません。
 - ・管理手数料をご負担いただきます。
 - ・自動移換中の期間は、老齢給付金の受給要件となる通算加入者等期間に算入されません。
- そのため、受給可能年齢が遅くなることがあります。

自動移換された場合、手数料が自動移換された資産から徴収されます（資産が0円の場合は負担はありません）。

	特定運営管理機関	国民年金基金連合会
自動移換される際の手数料	3,300 円	1,048 円
自動移換されている間の管理手数料 ※1	52 円／月	—
個人型確定拠出年金への資産移換	1,100 円	2,829 円
企業型確定拠出年金への資産移換 ※2	1,100 円	—
確定給付企業年金への資産移換	1,100 円	—
脱退一時金の受け取り ※3	4,180 円	—

※1 自動移換された日の属する月の4ヶ月後からのご負担となります。3月末に当年度分をまとめ、4月に資産から徴収されます。

※2 移換先の期間で手数料がかかる場合があります。

※3 海外に送金する場合は、別途手数料が必要です。

○自動移換者の減少に向けた取り組み

自動移換者を減少させる取り組みとして、企業型確定拠出年金の資格喪失後6ヶ月以内に新たに iDeCo の加入者になったことが確認できた方や、自動移換の状態でも新たに iDeCo の加入者になったことが確認できた方は、移換の申し出をすることなく、企業型確定拠出年金や特定運営管理機関から iDeCo への移換処理が行われるようになりました。

確定給付企業年金への移換

一定の要件を満たす場合、確定拠出年金から転職先の確定給付企業年金（DB）への移換が可能です（2018年5月法改正）。

ただし、移換 DB 規約において、DC からの移換を受けることが定められていることが必要となります。

また、次の事項について、DC の実施事業主から中途退職者に説明することが義務付けられています（確定拠出年金法施行令 46 条の 2 及び法令解釈通知）。

- 移換先の制度設計上、DC に加入していた期間が移換先の制度設計にあわせた期間に調整される可能性があること。
- 企業型年金の個人別管理資産に係る期間（制度移換に係る期間を含む。）は、通算加入者等期間から控除されることとなること。

移換の申出は、移換先の DB に対して中途退職者から申出を行うこととなっています。（具体的な手続きフローは、ダイワ年金クラブ・事務センターへご照会ください。